

令和 7 年 台風 22 号・23 号による暴風・大雨に係る
八丈町災害廃棄物等処理実行計画

(第 1 版) 令和 7 年 12 月 25 日

東 京 都 八 丈 町

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 計画の位置付け.....	1
1.3 災害廃棄物等の発生量の推計.....	1
1.4 災害廃棄物等の処理方針.....	2
1.5 処理主体.....	3
1.6 実施体制.....	3
1.7 処理期間.....	4
1.8 財源.....	4
第2章 処理実行計画.....	5
2.1 災害廃棄物等発生量の推計.....	5
2.2 処理の基本的な考え方.....	9
2.3 災害廃棄物等の処理の流れ.....	10
2.4 島内処理.....	10
2.5 島外処理.....	19
第3章 作業計画.....	25
3.1 作業概要.....	25
3.2 各業務の概要.....	26
3.3 処理スケジュール.....	29
第4章 計画の見直し.....	31
参考：被災状況.....	32

第1章 計画の基本的事項

1.1 目的

令和7年10月8日から13日にかけて八丈島を襲った台風22号及び23号は、島内に記録的な暴風雨をもたらし、広範囲にわたって甚大な被害を発生させた。

八丈町（以下「町」という。）では、本災害により、人的被害はなかったものの、ライフラインに打撃を与え、一時、島内のおよそ半数以上にあたる約5,600軒が停電し、また、水源施設が被災したことで全島規模の断水が約1か月続いた。建物被害も相次ぎ、強風により屋根の飛散や外壁の損壊が多発したほか、末吉地区では土石流によって土砂災害や倒木で道路が通行止めとなり、災害廃棄物及び廃棄物を含む土砂等（以下「災害廃棄物等」という。）が大量に発生している。

令和7年度台風22号・23号被害による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画（以下「本実行計画」という。）は、災害に伴って多量に発生した災害廃棄物等について、生活環境の保全等に配慮しつつ、適正かつ円滑、迅速に処理を進めるために必要な事項をとりまとめたものである。

1.2 計画の位置付け

東京都による現地調査等により作成した「八丈町災害廃棄物処理計画（案）」を基に、年度内の策定に向けて議論していたところ、本災害が発生した。

そこで、本実行計画は、策定中の「八丈町災害廃棄物処理計画」の内容を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。

今後、災害廃棄物等の発生量や処理の進捗状況等に応じて、本実行計画を適宜改定するものとする。

1.3 災害廃棄物等の発生量の推計

発災後に、速やかに東京都の支援を受けて、被災現場で災害廃棄物等の仮置状況、被災家屋の世帯数及び被害想定、末吉地区等への土砂流入面積及び堆積量等を考察し、災害廃棄物等の推計量（速報値）を算出した。その結果は、令和7年11月13日に、「八丈町災害廃棄物等の発生量の推計について（速報値）」として、表1-1のとおり公表した。

表1-1 災害廃棄物等の発生量の推計（速報値）

災害廃棄物等の発生量の推計（速報値）		
1. 災害廃棄物等		
① 家屋等から発生する災害廃棄物等	約15,000トン	
② その他・倒木等	約21,000トン	
	合計	約36,000トン
2. 土砂等		
災害廃棄物等が混ざり、選別処理が必要な土砂等	約117,000トン	
	(令和7年11月13日八丈町公表)	

速報値では、災害廃棄物等の発生量は約3万6千トンと推計され、この量は町内の年間一般廃棄物排出量の11年分に相当していた。また、災害廃棄物等が混ざり、選別処理が必要な土砂等（以下「土砂等」という。）の発生量は約11万7千トンで、災害廃棄物等の全体発生量は約15万3千トンと推計された。

本実行計画の策定に当たっては、発災から2か月以上経過し、片付けごみの搬入量が減少傾向であることを踏まえて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月29日、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室。以下「指針」という。）の技術資料（以下単に「技術資料」という。）【14-2】に示されたフェーズ3-1の推計方法を用いて、推計量の更新を行った。これを基に、技術資料等により、災害廃棄物等の種類別の推計量を算出して、その種類別の量により処理見込量とした。

本災害では、災害廃棄物（片付けごみ、解体廃棄物）のほか、災害廃棄物等が混ざった倒木及び土砂等も相当量発生しており、生活環境の保全及び公衆衛生の観点から処理を行う必要がある。そのため、処理対象には、災害廃棄物のほか、倒木や土砂等も含めることとする。また、処理に当たっては、廃棄物処理法第4条第2項及び第3項並びに第4条の2に基づき、国土交通省及び東京都と相互に連携を図り、島内処理を優先に島外処理も見据えながら、適切かつ速やかに災害廃棄物等を処理する。

1.4 災害廃棄物等の処理方針

町では、令和7年11月13日発表した災害廃棄物等の処理方針を表1-2のように定め、本処理方針に従い、災害廃棄物等処理実行計画を早急に策定するとしていた。

表1-2 災害廃棄物等の処理方針

災害廃棄物等の処理方針	
第一	町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。
第二	災害廃棄物等は、できる限り島内で処理を行う。島内で処理を行うことが困難な災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行った上で、島外でその後の処理を行う。
第三	災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
第四	島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者に委託して行う。
第五	災害廃棄物等の島外への運搬は、八丈島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。
第六	災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。
第七	災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

（令和7年11月13日八丈町公表）

1.5 処理主体

災害廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物に分類されるため、その処理主体は、廃棄物処理法第6条第1項及び第2項に基づき、八丈町とする。町による島外搬出のほか、平時の処理先とは異なる場合には、東京都からの島外処理が必要な場合の自治体間等の調整のほか、技術的指導や助言等を受ける。

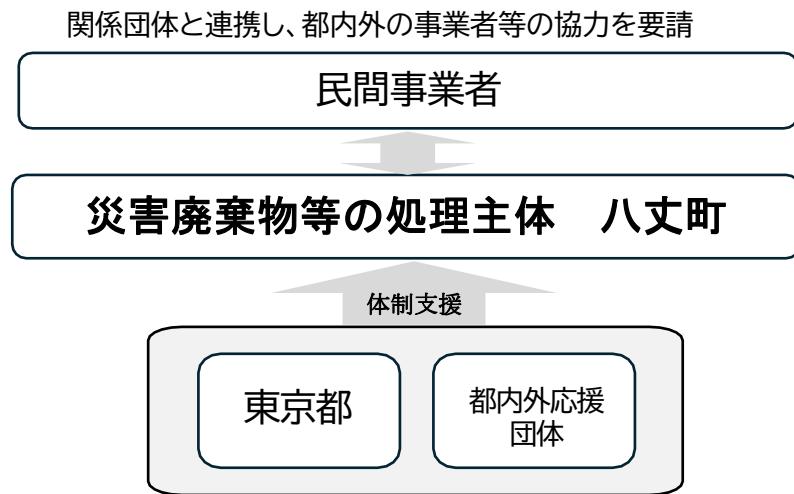
町及び東京都の役割を表1-3に示す。

表1-3 町及び東京都の役割

八丈町	東京都
<ul style="list-style-type: none">・被害の把握・災害廃棄物等処理実行計画（本実行計画）の策定・災害廃棄物等の撤去、運搬、処理・処分・仮置場の設置及び運営・町民への広報、啓発・国庫補助金の申請・民間事業者への委託契約事務・損壊家屋の解体・撤去・災害廃棄物等の処理の進捗管理 等	<ul style="list-style-type: none">・町に対する技術的指導及び助言・関係機関との協力及び調整・災害廃棄物等の処理の進捗状況の把握・島内で処理が困難な場合における、島外処理の調整・国との連絡調整 等

1.6 実施体制

災害廃棄物等の処理は、廃棄物処理法の規定に基づき町が行うことが原則であるが、今回の災害廃棄物等の発生量及び島内処理施設の処理能力に鑑みると、町だけで対応することが困難であることから、図1-1に示す実施体制で処理する。また、町では災害廃棄物等の処理の経験が十分でなく、初動対応や復旧・復興期等の各段階で、東京都からの支援を積極的に受ける。



1.7 処理期間

令和8年12月末の処理完了を目標とする。また、仮置場として利用する公園等における土間面に含む残さ物等の処理及び表土の入替え等は、令和9年3月末までに原状復旧等の作業完了を目指す。ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえ、適宜見直すものとする。

1.8 財源

財源として、町の一般財源のほか、東京都災害復旧事業及び国（環境省、国土交通省）の災害廃棄物等の処理に係る補助制度等を活用する。

第2章 処理実行計画

2.1 災害廃棄物等発生量の推計

(1) 推計の対象

本実行計画では、片付けごみや解体廃棄物等の災害廃棄物に加えて、倒木や土砂等といった処理対象のもの全てを推計の対象とする。

具体的には、①片付けごみ、②解体廃棄物及び③倒木等の災害廃棄物等に加えて、④土砂等について、役場内各部署及び東京都八丈支庁等との情報共有を行ったうえで、推計するものとする。

(2) 推計方法

災害廃棄物等の発生量の推計方法については、技術資料【14-2】において、災害フェーズに応じた推計の目的、考え方及び留意点が示されている（表 2-1）。

本実行計画の策定に当たっては、発災から 2 か月以上経過しており、仮置場への片付けごみの搬入実績量から今後の搬入量の見込みがたつことから、技術資料【14-2】P17 に示されたフェーズ 3-1 の推計方法を用いて片付けごみの発生量を推計した。また、令和 7 年 12 月 5 日に被災家屋の全棟調査が完了したことから、解体廃棄物等の推計を改めて実施した。

表 2-1 災害フェーズごとの推計

フェーズ		推計式の考え方		推計式
フェーズ 3-1	災害廃棄物処理実行計画（発災から1か月程度）の策定期の推計	片付けごみの排出が概ね終了している場合	全体量： 片付けごみ及び公物等量の搬入実績+今後発生する解体廃棄物量 片付けごみ量： 上記搬入実績に含まれる	今後の解体廃棄物量： 建物撤去予定棟数×建物発生原単位

出典：災害廃棄物対策指針の技術資料【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法 P17

① 片付けごみ等の搬入実績

町は、被災家屋等で発生した片付けごみ等の種類に応じて受入先を定め、町民等による一次仮置場等への持込に対応している。具体的には、町民等は八丈町クリーンセンター、八丈町南原処理場（有明興業八丈島営業所）（平時の町の粗大ごみ処理施設。以下「南原処理場」という。）、南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場等へ搬入している。搬入に当たっては、南原処理場では災害起因のものは手数料を徴収せずに受入を実施して、別ヤードで保管している。それ以外の通常の粗大ごみについては、手数料を徴収のうえ、通常のヤードに搬入している。なお、令和 7 年 11 月 17 日以降は罹災証明書を確認したうえで、受入を行っている。また、倒木等は町民に加えて、散乱した枝葉や倒木等の撤去に担った事業者も搬入している。

令和 7 年 11 月末時点における、一次仮置場現場における簡易計測による、受入先別の一次仮置場等での搬入実績量を表 2-2 に示す。一次仮置場等における片付けごみ等の搬入実績量は 4,548.8t と推計される。

表 2-2 片付けごみ等の一次仮置場等及び搬入実績量（令和7年11月末時点）

受入先	受入対象物	搬入実績量 (t)
①八丈町クリーンセンター	片付けごみ (可燃性廃棄物、金属ごみ)	174.0
②八丈町南原処理場 (有明興業八丈島営業所)	片付けごみ(粗大ごみ等) (解体廃棄物を除く)	175.5
③浅沼組碎石再生プラント	解体廃棄物 (コンクリートがら)	1.0
①南原スポーツ公園災害 廃棄物仮置場	片付けごみ(建材等) (コンクリート類を除く)	1,425.8
②大賀郷仮置場		14.4
③三根仮置場		1,626.7
④桙立仮置場	倒木等	410.7
⑤中之郷仮置場		412.0
⑥末吉仮置場		308.7
合計		4,548.8

凡例：①町の清掃工場、②町の粗大・不燃ごみ処理の委託先、③民間の産業廃棄物処理施設

①～⑥町の倒木等の一次仮置場

令和7年11月末時点における、町が管理している一次仮置場等における集積量等を表2-3に示す。また、倒木や土砂等は、東京都八丈支庁により、支庁管轄敷地内で集積している場合もあるが、その集積量は明らかとなっていない。

表 2-3 一次仮置場等における集積量等（令和7年11月末時点）

分類	種類		集積量 (t)
災害廃棄物等	家屋等から発生する 災害廃棄物等	一次仮置場への搬入量	約1,426
		処理施設への搬入量	約350
	その他・倒木等	一次仮置場への搬入量	約2,773
土砂等	廃棄物混じり土砂		—
合計			約4,549

② 片付けごみ量の推計

町は、令和7年10月31日より罹災証明書の発行を行っている。また、建物の全棟調査を令和7年12月5日までに完了した。

令和7年12月8日時点における建物被害棟数による片付けごみ量の推計結果を表2-4に示す。なお、建物被害棟数には、罹災証明書が発行された建物棟数に加えて、罹災証明書の申請は行われていないものの、全棟調査によって建物被害が確認できた棟数も含めている。

結果として、片付けごみ量は、令和7年11月末までの集積量（約1,426t+約350t=約1,800t）に、建物内で残置されている可能性がある今後の搬入見込量として約800tを加えて、最大約2,600tと推計される。

表 2-4 建物被災棟数（見込）及び片付けごみ量

対象	罹災区分	建物被害棟数（棟）			発生原単位 (t/棟)	片付けごみ量 (t)			
		木造	非木造	合計					
戸建て	住家	全壊	17	1	18	1.7	31		
		大規模半壊	11	1	12		20		
		中規模半壊	28	1	29		49		
		半壊	27	1	28		48		
		準半壊	116	6	122		207		
		一部損壊	743	39	782		1,329		
		計	942	49	991		1,685		
	非住家	全壊	21	10	31		53		
		大規模半壊	10	1	11		19		
		中規模半壊	18	1	19		32		
		半壊	32	2	34		58		
		準半壊	67	4	70		119		
		一部損壊	350	18	368		626		
		計	498	36	533		906		
集合住宅						計	2,591		
	1階部分	4部屋			2.5		10		
	2階部分	4部屋			1.7		7		
						計	17		
合計（=戸建て計+集合住宅計）							2,608(≈2,600)		

※戸建て住宅及び集合住宅における片付けごみの発生原単位は、水害の発生原単位1.7t/棟を適用した。

③ 解体廃棄物量の推計

解体廃棄物量は、技術資料【14-2】P17によると、表2-1のとおり「建物被害棟数×建物発生原単位」を用いて推計することとされている。推計結果を表2-5に示す。なお、町が実施した全棟調査において全壊と見込まれる建物を対象とし、構造別に延床面積を集計した。なお、令和7年11月末時点で、自費解体を進めている家屋もあり、公費解体の申請についても意向を確認中であるほか、罹災証明の申請が無い島外所有者等の建物については推計に含めているものの、今後の対応は検討中である。

結果として、解体廃棄物量は最大約4,800tと推計される。

表 2-5 建物被害棟数、建物発生原単位及び解体廃棄物量

罹災区分		建物被害棟数（棟）			延床面積（m ² ）		建物発生原単位 (t/m ²)		解体廃棄物量 (t)	
		木造	非木造	合計	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
住家	全壊	17	1	18	1,848	223	0.5	1.2	924	267
	非住家	21	10	31	1,552	2,338			776	2,805
合計		38	3	49					1,700	3,072
									4,772(≈4,800)	

④ 災害廃棄物等発生量の推計結果

本実行計画における災害廃棄物等発生推計量（フェーズ3-1）は、令和7年11月13日に町が公表した速報値（フェーズ1）に比べて、約7,600t 減る結果となった（表 2-6）。

なお、その他・倒木等及び土砂等の発生量については、令和7年11月末時点においては、発生量の実績や見込み量が現場で把握できていないため、町による航空写真等により推計した速報値と同値とした。

なお、土砂等の発生量には、仮置場の土間部分に係る原状復旧時に排出される廃棄物混合土砂の量も推計できていない。

表 2-6 各フェーズの災害廃棄物等のフェーズごとの推計

フェーズ	災害廃棄物等発生推計量(t)	家屋等からの発生量		その他・倒木等(t)	土砂等発生量(t)
		片付けごみ(t)	解体廃棄物(t)		
① 町速報値 (フェーズ1)	36,000	4,500	10,500	21,000	117,000
② 本実行計画の推計 (フェーズ3-1)	28,400	2,600	4,800	21,000 (※2,773)	117,000

※その他・倒木等の量のうち、()内の数値は令和7年11月末までに一次仮置場に集積した量を指す。

災害廃棄物等の種類別発生量は、片付けごみについては令和7年11月末の搬入量実績割合、解体廃棄物については平成30年7月豪雨における岡山県の水害事例で発生した災害廃棄物の組成を参考に、表 2-7 のとおり推計される。

表 2-7 災害廃棄物等の種類別発生量

種類	家屋等からの発生量		その他・樹木等(t)	合計(t)	割合
	片付けごみ(t)	解体廃棄物(t)			
木くず（建材等）	1,020	627	50	1,697	6%
木くず（倒木等）	-	-	16,694	16,694	59%
可燃性廃棄物	201	620	84	905	3%
不燃物	15	1,025	-	1,040	4%
コンクリートがら	1	2,188	528	2,717	10%
金属くず	700	146	130	976	3%
混合廃棄物	557	-	-	557	2%
その他	106	88	-	194	1%
廃棄物混合土砂	-	106	3,643	3,749	13%
合計	2,600	4,800	21,130	28,530	100%

※端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある。

2.2 処理の基本的な考え方

災害廃棄物等の処理は、表 1-2 に示す町の処理方針を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 迅速な撤去・処理による公衆衛生の確保

町民の生活環境の保全と早期の復旧・復興を実現していくため、迅速に災害廃棄物等を撤去し、処理を行う。

(2) 可能な限り島内で処理

災害廃棄物等の処理は、町、島内事業者及び東京都島嶼町村一部事務組合の処理施設を最大限活用して行う。島内だけで目標期間内での処理が難しい災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行った上で、島外へ搬出し、23 区内の清掃工場や木くずのマテリアルリサイクル施設等に搬出し、目標処理期間内での処理完了を目指す。

(3) 資源化の推進と適正処理

処理方針に基づき、分別を徹底し、再資源化に努めることで、島内処理、ならびに、島外処理においても再資源化に努める。

島内業者が有する設備や施設、重機や車両等を最大限活用し、資源可能なものは既存のリサイクルルート等にて処理を行う。また、コンクリートがらや土砂等は、島内で資源化した後に、地産地消の復興資材としての活用を推進する。

再資源できないものについては、減容化・無害化を目的とした焼却処理等により、適正処理を進める。

(4) 経済的な処理の実施

処理の効率性や費用対効果等を踏まえた処理方法を検討し、災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。

2.3 災害廃棄物等の処理の流れ

災害廃棄物等の処理フロー（イメージ）は、図 2-1 を予定している。

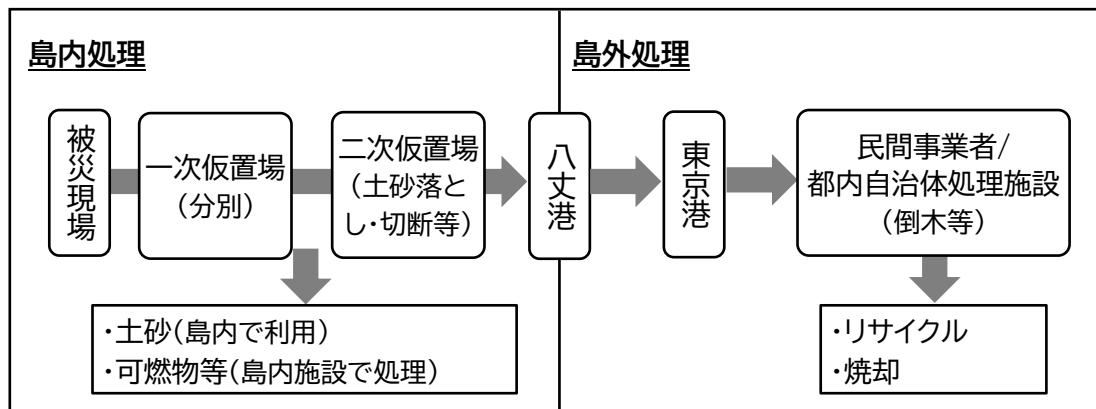


図 2-1 災害廃棄物等の処理フロー（イメージ）

2.4 島内処理

2.4.1 収集・運搬計画

(1) 仮置場の定義

表 2-8 に示す設置目的に応じた一次・二次仮置場及びコンテナ基地を設定する。

表 2-8 仮置場の定義

項目	一次仮置場	二次仮置場	コンテナ基地
設置目的	被災家屋等から発生した片付けごみ等の集積及び分別	倒木等を島内外で処理するための前処理	島外搬出のためのコンテナ集積
町民等からの受入	可	不可*	不可

*公費解体の申請を行った町民等による持込で、町が許可した場合は可。

(2) 一次仮置場

① 設置状況

令和 7 年 11 月末時点における一次仮置場等の設置状況を表 2-9、町の廃棄物処理施設及び一次仮置場等の位置図を図 2-2 に示す。

町民が片付けごみ等を持ち込み可能な一次仮置場 6 か所のうち、3 か所（櫻立仮置場、中之郷仮置場、末吉仮置場）は令和 8 年 1 月末、その他 3 か所（南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場、大賀郷仮置場、三根仮置場）は同年 3 月末をもって閉鎖を予定している。

令和 8 年 4 月以降は、公費解体で発生した解体廃棄物等は南原処理場、浅沼組碎石再生プラント及び南原スポーツ公園災害廃棄物二次仮置場で受け入れる。公費解体前の片付けごみは解体直前に排出されることが多いため、令和 8 年 3 月末まで南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場、同年 4 月以降は南原処理場及び二次仮置場でも受け入れできることを町民等に対して案内する。

表 2-9 一次仮置場等の設置状況

名称	所在地	受入対象物	面積 (m ²)	受入開始日	受入期間
①八丈町クリーンセンター	八丈町大賀郷 4341-5	片付けごみ (可燃性廃棄物等)	—	令和 7 年 10 月 10 日	令和 7 年 11 月末まで
②八丈町南原処理場 (有明興業八丈島営業所)	八丈町大賀郷 8316-1	片付けごみ (解体廃棄物を除く)	—	令和 7 年 10 月 11 日	令和 8 年 12 月末まで
③浅沼組碎石再生プラント	八丈町大賀郷 6205	解体廃棄物等 (コンクリートがら)	—	令和 7 年 10 月 11 日	令和 8 年 12 月末まで
①南原スポーツ公園災害 廃棄物仮置場	八丈町大賀郷 8316-1	片付けごみ等 (建材等) (コンクリート類を除く)	6,740	令和 7 年 10 月 11 日	令和 8 年 3 月末まで
②大賀郷仮置場	八丈町大賀郷 4343-1	倒木等	4,120	令和 7 年 10 月 10 日	令和 8 年 3 月末まで
③三根仮置場	八丈町三根 3487-1		1,980	令和 7 年 10 月 11 日	令和 8 年 3 月末まで
④桿立仮置場	八丈町桿立 721-1		1,490	令和 7 年 10 月 12 日	令和 8 年 1 月末まで
⑤中之郷仮置場	八丈町中之郷 1448-1		550	令和 7 年 10 月 11 日	令和 8 年 1 月末まで
⑥末吉仮置場	八丈町末吉 798-1		340	令和 7 年 10 月 18 日	令和 8 年 1 月末まで



出典：地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して作成

図 2-2 町廃棄物処理施設及び一次仮置場等の位置図

②一次仮置場の管理

南原スポーツ公園災害廃棄物一次仮置場において、町及び仮置場の運営委託業者（令和7年11月より有明興業（株）に運営委託）は、災害廃棄物等の円滑な搬入・搬出に加え、作業環境・周辺環境の保全に留意するものとする。仮置場の環境保全対策として、ごみを保管する場所を可能な限り鉄板や舗装あるいは碎石等の敷設を行う。なお、舗装面で重機等による掘削や移動式破碎機等の重量物の敷設による路盤面の補強が必要なところについては、敷鉄板により舗装面の削れや破損等を防止する。

③災害廃棄物等の搬入先

災害廃棄物等は、その種類及び時期に応じて、表 2-10 の搬入先に集積する。

表 2-10 災害廃棄物等の搬入先

種類	搬入先				
	～令和8年1月末	令和8年1月～令和8年3月	令和8年8月4月以降		
片付けごみ 家屋等から発生した災害廃棄物等	廃木材(柱・角材等)	②八丈町南原処理場(有明興業八丈島営業所)	公費解体前の片付け時の搬入(解体時の残置物も含む。)には、②八丈町南原処理場(有明興業八丈島営業所)又は二次仮置場		
	可燃性廃棄物	①八丈町クリーンセンター(焼却施設)			
	不燃物				
	廃家電				
	金属くず				
	混合ごみ				
	その他				
解体廃棄物	廃木材(倒木等)	②大賀郷仮置場 ③三根仮置場 ④櫻立仮置場 ⑤中之郷仮置場 ⑥末吉仮置場	②大賀郷仮置場 ③三根仮置場 ○コンテナ積込	コンテナ積込又は二次仮置場	
	廃木材(柱・角材等)	①南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場 (自費解体分を含む。)		②八丈町南原処理場(有明興業八丈島営業所)又は二次仮置場	
	可燃性廃棄物				
	不燃物				
その他・倒木等	コンクリートがら	③浅沼組碎石再生プラント			
	廃棄物混じり土砂等	■旧末吉小中学校グラウンド等※			
	廃木材(倒木等)	②大賀郷仮置場 ③三根仮置場 ④櫻立仮置場 ⑤中之郷仮置場 ⑥末吉仮置場	②大賀郷仮置場 ③三根仮置場 ■旧末吉小中学校グラウンド等※ ○コンテナ積込	コンテナ積込又は廃木材用二次仮置場	

※東京都八丈支庁等による廃棄物混じり土砂等の集積場所を指す。

④一次仮置場の原状復旧

一次仮置場として利用した土地は、速やかに土間に含む残さ物等の処理及び表土の入替え等を速やかに実施し、原状復旧を行う。

(3) 二次仮置場

1) 南原スポーツ公園災害廃棄物二次仮置場

南原スポーツ公園災害廃棄物一次仮置場は、令和8年3月まで一次仮置場として利用するが、令和8年4月以降は、この一次仮置場の近隣地に二次仮置場等を設置して、片付けごみ、ならびに、公費解体で発生した解体廃棄物のうち、南原処理場にて受入不可のものとなる処理困難物（石綿含有建築廃材等）については、場内で飛散防止や表示等の対策を行ったうえで、適切に保管する。

2) 廃木材用二次仮置場

① 設置方針

廃木材（倒木等）の発生量は、約21,000tと推計されており、災害廃棄物等の全体の約2割を占めていることから、島内での処理では廃木材の中でも嵩が増している枝葉等を破碎した後に、①八丈町クリーンセンターでの焼却処理だけでは、目標期間内での処理が困難である。

そこで、建材の柱や角材、倒木の幹部分等の廃木材を選別・切断処理した上でマテリアルリサイクルを行い、それ以外の倒木等の枝葉等を島内外での清掃工場で焼却処理を行うための前処理を行う。

具体的には、①八丈町クリーンセンターによる焼却処理の前処理（選別、切断、破碎等）として、建材の柱や角材、倒木の幹部分等を選別・切断した後に、島外でのマテリアルリサイクルを行い、それ以外の枝葉等を破碎処理した後に、島内外での清掃工場での焼却処理を行う。

なお、コンテナによる船舶輸送等の効率を高めるため、受入先の基準範囲内で、なるべく細かな破碎処理により比重を高めることに努める。

② 候補地

候補地は、南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場近傍の緑地（有効面積：8,500m²）とする（図2-2、図2-3）。



出典：地理院タイル（<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>）を加工して作成
図 2-3 廃木材用二次仮置場の候補地位置及び範囲図

③ 前処理の能力（破碎処理）

ア 受入対象物：建物建材の柱や角材、倒木等の枝葉等

イ 前処理の方法

- ・被災現場又は一次仮置場から、「倒木」「枝葉等」「建材の柱・角材」を搬入。
- ・「倒木」「柱・角材」のラインでは、選別・切断処理後に倒木の幹や柱・角材をコンテナに積込。切断時の残渣物は「枝葉等」の受入ラインに横持ち。
- ・「枝葉等」ラインでは、破碎処理後に、①八丈町クリーンセンターへ搬出するダンプトラック、又は、23区内の清掃工場へ搬出するためにコンテナに積込。

ウ 前処理施設（破碎処理）の能力

- ・処理期間：令和8年4月から12月まで（約220日）
- ・処理能力：約40t/日（倒木等：約21,000t×40%（破碎率※）÷220日≈38t/日）
- ・焼却処理：島内約8t/日、島外：約30t/日（コンテナ約7基/日）

※破碎率は、大島土砂災害の実績により、木くず再資源化と焼却処理の割合とした。

④ 配置案

コンテナによる運搬効率を高めるため、移動式破碎機の設置を計画する。町による廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設の設置手続き等を行い、騒音・振動等の生活環境保全上の措置を講じるものとする。

設置に当たっては、約 1ha の敷地の伐採・造成、設備の設置場所・搬入搬出ヤードの舗装、ごみの飛散を防止するためのフェンス等を設置する。なお、舗装については、施工性、原状復旧を踏まえて、碎石を敷いて、要所に鉄板を配置する。場内の設備は、計量機、移動式破碎機、タイヤ洗浄機、飛散防止のための散水機等を整備する。

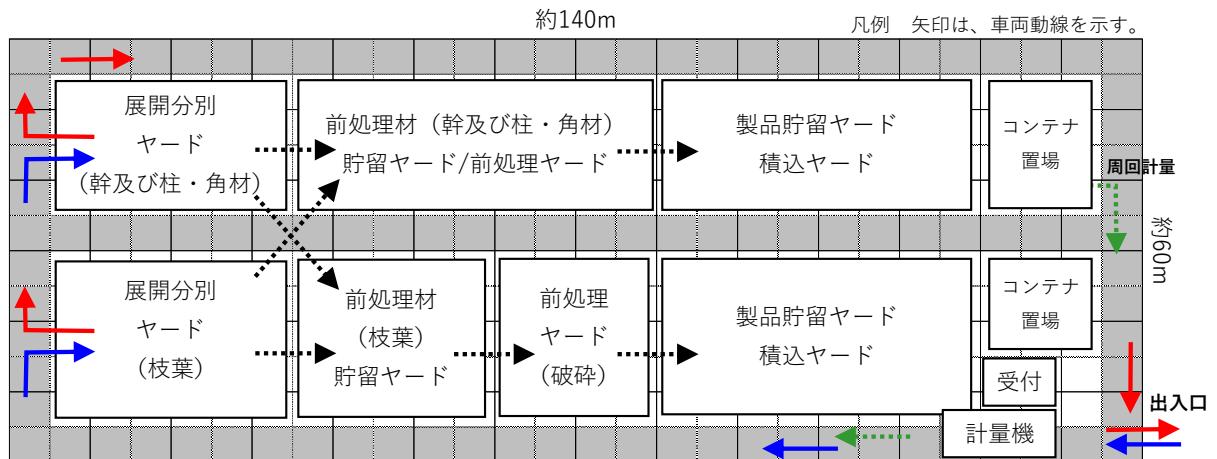


図 2-4 廃木材用二次仮置場の配置案

⑤ 処理フロー

廃木材用二次仮置場における倒木等の処理フローを図 2-4 に示す。

一次仮置場又は被災現場より搬入した解体廃棄物や倒木等は、二次仮置場で受付を行った後、車両ごとコンテナの重量を計量する。その後、①廃木材（柱・角材）と②廃木材（倒木等）とに分け、各展開分別ヤードにコンテナの中身を荷降ろして、重機等による粗選別を行う。

解体時の建物建材の柱・角材及び幹・根等、資源化可能なものは重機等によりコンテナに入る大きさに切断を行いコンテナへ積み込む。それ以外の枝葉等は破碎処理を行う。ただし、泥、土砂等の性状が悪いものは篩選別を行う。処理後物を、島内処理用としてダンプトラックに、島外処理用としてコンテナに積み込む。

コンテナ等に積み込んだ後は、重量計量を行った後に搬出する。

倒木等のうち、幹等は裁断して島外処理を行うことにより木製合板等のマテリアルリサイクルを行う。枝葉等は、破碎処理を施して、八丈町クリーンセンターでの焼却又は島外へ搬出して 23 区内の清掃工場でサーマルリサイクルを行う。

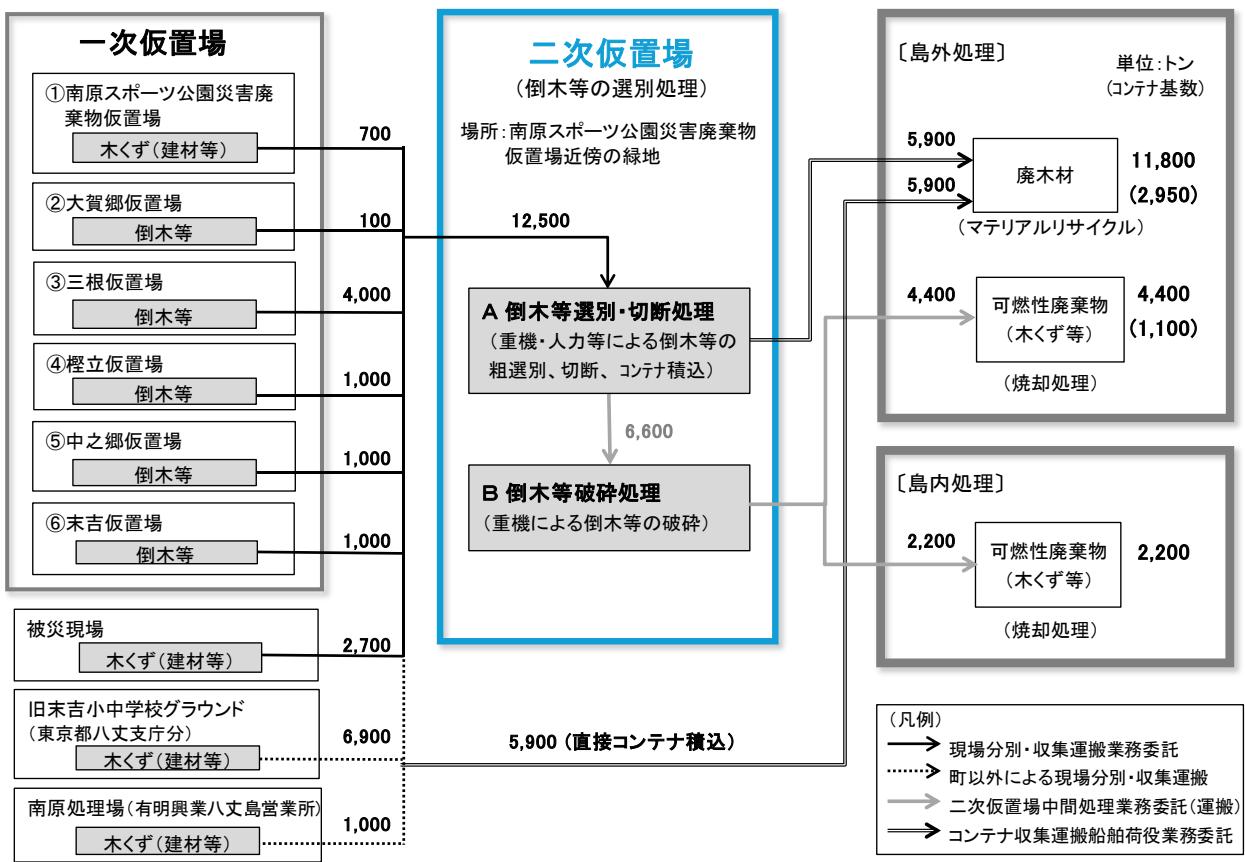


図 2-5 廃木材用二次仮置場における倒木等の処理フロー

⑥ 管理運営

倒木等の搬出入管理、倒木等の前処理、品質管理、仮置場の維持管理を実施する。なお、品質管理においては、それぞれの受入基準に合致するように、土砂の付着、異物の混入等を目視や検知器等の方法により管理する。23区内の清掃工場において焼却処理を行う場合は、比重試験や性状試験等を行って搬出先となる施設へ提出する。

また、廃木材用二次仮置場には、人工物として建材の柱・角材を切断処理等をしていることもあることから、選別除去されていることを確認するため、大気環境中の石綿測定を運用期間に月1回以上を実施する。

⑦ 原状復旧

設置・運営後は、復旧工事を実施し、原状復旧する。

⑧ 整備・運営スケジュール

- ・令和8年1月 : 発注・契約
- ・令和8年2月 : 着工
- ・令和8年3月頃 : 運営開始
- ・令和8年12月頃 : 閉鎖
- ・令和9年3月 : 原状復旧の完了

(4) コンテナ基地

被災現場、一次仮置場又は二次仮置場等において島外搬出物を積載したコンテナの海上輸送のための搬出港は、基本的には地元運送業者（東海汽船）の定期航路を活用することから、は、底土（神湊）港及び八重根港の2箇所を利用する。

本格的な島外処理が始まり、搬出量が増加した場合には、積出港付近でのコンテナ貯留場所として、コンテナ基地を設置することを検討する。

候補地は、災害時の資材等置場として利用するための災害協定を締結している八丈港近辺の民有地とするが、他の用途での利用も想定されることから、役場内各部署等と調整する。

コンテナ基地には、フォークリフトを常備するとともに、船舶荷役となる港にはラフテレーンクレーンを常備する。

2.4.2 処理・処分計画

島内で処理・処分が可能なものとして、以下を予定する。

また、処理困難物の処理先については、現在検討中である。なお、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場（東京都島嶼町村一部事務組合）（以下「八丈島管理型処分場」という。）については、災害により高圧配電線が被害にあったことから、通常運用は令和8年3月以降を見込んでいる。そのため、それまでの間は、一般廃棄物処理施設及び仮置場等で適切に保管する。

表 2-11 中間処理計画

中間処理対象物	中間処理見込量（t）	中間処理先（管理者）
可燃性廃棄物	3,051	八丈町クリーンセンター（町）

※クリーンセンターの処理可能量は、策定中の災害廃棄物処理計画を踏まえて、以下のとおり設定した。

◎処理可能量＝（日処理能力×年間稼働可能日数－年間処理実績量）×処理期間

なお、クリーンセンターの平時における日処理能力は12t/8hであるが、災害時は時間延長により18t/12hでの運転を想定しているため、ここでの日処理能力は18t/日とした。

日処理能力 (t/日)	年間稼働可能日数 (日)	年間処理実績 (t/年)	処理可能量 (t/年)	処理期間 (ヶ月)	処理可能量 (t/15ヶ月)
18	280	2,599	2,441	15*	3,051

※R7.10～R8.12を想定

表 2-12 再生利用計画

再生利用対象物	再生利用量（t）	再生利用先（管理者）
金属くず、不燃物	2,000	八丈町南原処理場 (有明興業八丈島営業所)
コンクリートがら	2,700	浅沼組碎石再生プラント
土砂	120,700	検討中

表 2-13 最終処分計画

最終処分対象物	最終処分見込量（t）	最終処分先（管理者）
焼却残渣（主灰、飛灰）等	275	八丈島管理型処分場

2.5 島外処理

島外処理にあたっては、町から令和7年11月13日付「災害廃棄物処理に関する支援について（依頼）」により、東京都への要請を行い、東京都からの島外処理スキームの提案を受け、町は当該スキームを使った島外処理を行うことを決定した。

具体的には、東京都が島内外処理に係る総合調整を担うほか、島外処理に係る船舶輸送、内地での陸送及び内地での処理委託については、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、町から災害廃棄物等の処理の包括委託を受け、再委託により実施することとした。

以下については、原則、公社により行うものである。

2.5.1 島外輸送に当たっての条件

（1）地域海運業者の活用

八丈港（底土（神湊）港及び八重根港）から東京港までの船舶運搬は、当該港との間に定期航路を定めている海運業者に委託して行う。各海運業者の運行条件を表2-14に示す。

表 2-14 地域海運業者の運行条件

地域海運業者	定期航路		運航頻度
	八丈港	東京港	
東海汽船株式会社 (伊豆七島海運株式会社)	底土（神湊）港 (八丈町三根 4184-1)	芝浦港 (東京都港区海岸 3-6-43)	週3回
	八重根港 (八丈町大賀郷 542-9)	芝浦港 (東京都港区海岸 3-6-43)	

（2）災害廃棄物等の搬送専用コンテナの利用

災害廃棄物等の島外への搬送に当たっては、災害廃棄物等の搬送専用コンテナ（図2-6、図2-7参照。以下単に「コンテナ」という。）を利用して密封性を保ったまま、地域海運業者の定期航路を利用した船舶輸送及び東京港から処理施設までの陸送を行う。

コンテナは、東京都及び公社が必要基数を順次、準備する。

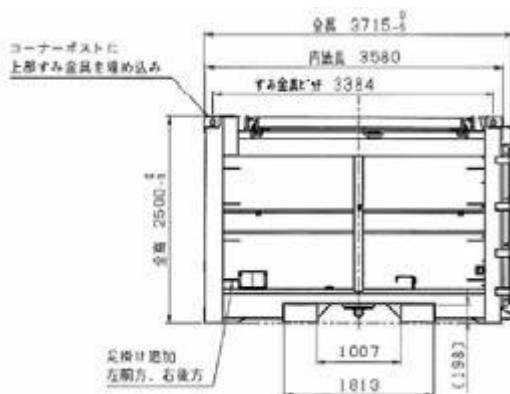


図 2-6 災害廃棄物等の搬送専用コンテナ

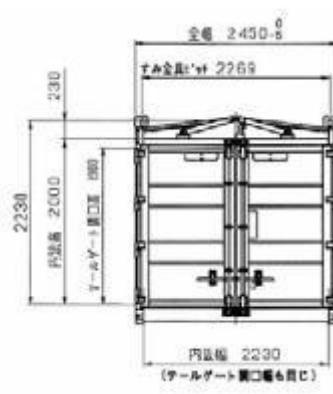


図 2-7 コンテナ（写真）

(3) 受入基準

島外処理を行う廃木材についての種類ごとの受入基準は表 2-15、混入禁止物は表 2-16 のとおりである。町は、この受入基準を満たすために必要な設備を整備するとともに、島外搬出前に基準の適合判定を行う。なお、判定にあたっては、公社による確認を受けるものとする。

表 2-15 種類ごとの受入基準

災害廃棄物等 の種類		受入対象	受入条件	形状・寸法 の基準
廃 木 材	廃木材 (柱・角材等)	柱・角材	<ul style="list-style-type: none"> ・非鉄金属・大型金属（概ね 100mm×100mm 以上）が除去してあること。 ・付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。 ・石膏ボードや廃プラスチック等の異物が除去してあること ・バックホウ等での積込作業はミンチ等の残渣を混入させないこと。 	各辺約 2m 以下 (チップ状及び 繊維状のものは 不可)
		合板・ベニヤ、パーティクルボード等の無垢材、木質家具・MDF・貼り物・表面加工物、フローリング材等の化粧板		
	廃木材（倒木等）	倒木の幹等	<ul style="list-style-type: none"> ・付着物（泥、土砂、小石等）が十分に除去してあること。 ・直径 20~80cm で長さ 2.0m~2.05m に切断した倒木であること。 ・夾竹桃の受入は不可（有毒性のため） 	

表 2-16 混入禁止物

混入（受入）禁止物
(1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
(2) 災害廃棄物等のうち、次に掲げるもの
①特別管理一般廃棄物に該当するもの
②PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含むもの
③石綿を含むもの
④火災の発生の原因となるおそれのあるもの
⑤液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
⑥ふん尿
⑦動物の死体
⑧上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの

(4) 島外搬出計画

島外における災害廃棄物等の種類ごとの処理・処分計画は表 2-17 のとおりである。

処理先となる施設は、地域海運業者の船舶が、東京港（芝浦）で荷役作業を行う午前 8 時頃から午後 2 時頃までの約 6 時間の間に、災害廃棄物等を効率的に運搬できる場所に立地する都内の民間の木くずマテリアルリサイクル施設及び 23 区内の清掃工場とする。

表 2-17 処理・処分計画

災害廃棄物等の種類	前処理（破碎）の要否	処理量（トン）	処分方法	処分先
廃木材 (表 2-15 の受入基準を満たすもの)	不要 (切断)	11,800	再資源化	木くずマテリアルリサイクル施設
可燃性廃棄物（木くず等） (表 2-15 の受入基準を満たさないもの（葉等）)	要 (破碎)	4,400	焼却処理	23 区内の清掃工場 ※八丈町クリーンセンターの処理能力を超過する分

(5) 処理フロー

災害廃棄物等の処理フローを図 2-8 に示す。

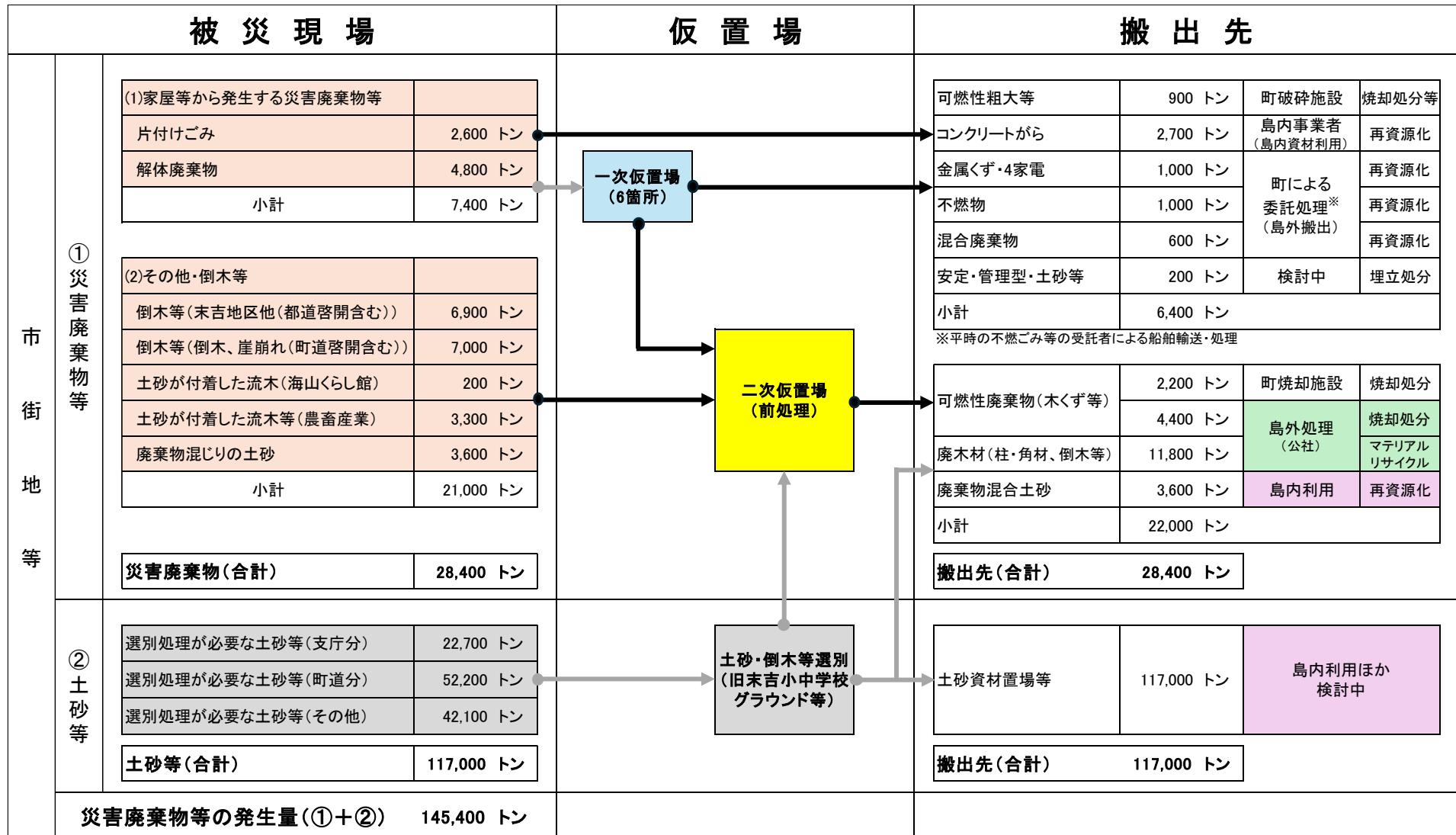


図 2-8 災害廃棄物等の処理フロー

(6) 種類ごとの処理方法

① 災害廃棄物等の性状と処理方法

災害で発生する廃棄物等の主な性状及び基本的な処理方法について表 2-18 に示す。

表 2-18 災害廃棄物等の性状及び処理方法

ごみの種類	性状・処理方法
廃木材（柱・角材等） 	<p>■性状 ①柱材、角材（付着物のないもの） ②板材、生木、木製家具等（付着物のないもの） ③付着物の少ない木くず（金属、プラスチック等）</p> <p>■処理方法 一次仮置場で一時貯留した後、二次仮置場にて選別・切断処理した上で島外搬出し、マテリアルリサイクル又は島内外で焼却処理。ただし、粗選別のうえ切断後、直接コンテナに積込み、島外処理することも有。 ※二次仮置場に移動式破碎機の設置を検討</p>
廃木材（倒木等） 	<p>■性状 宅地や島内各所で発生した倒木等</p> <p>■処理方法 倒木の幹部分等は選別・切断処理した上で島外搬出しマテリアルリサイクル、それ以外の枝葉等は破碎処理した後に島内外で焼却処理。ただし、粗選別のうえ切断後、直接コンテナに積込み、島外処理することも有。</p>
可燃性廃棄物 	<p>■性状 ①プラスチック、紙、布類、木くず（可燃物と分けられないもの）、その他可燃物 ②和畳、スタイル畳</p> <p>■処理方法 八丈町クリーンセンター（焼却施設）で処理</p>
不燃物 	<p>■性状 ①ガラス、陶磁器、石、アスファルト、レンガ等</p> <p>■処理方法 島内事業者による島外搬出、破碎等による再資源化</p>
コンクリートがら 	<p>■性状 主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロック等</p> <p>■処理方法 鉄筋等と分別し、島内民間事業者の産業廃棄物処理施設で破碎後、再生砕石として利用（再資源化）</p>

ごみの種類	性状・処理方法
金属くず 	<p>■性状 ①金属くず ②家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機） ③その他家電・小型家電 ■処理方法 島内事業者が有する既存のリサイクルルート等にて再資源化</p>
混合廃棄物 	<p>■性状 上記に含まれないが可燃系・不燃系の混合がれき ■処理方法 可能な限り選別を行った上で、ごみの種類に従い、処理・処分</p>
その他 	<p>■性状 石綿含有廃棄物（石膏スレート、ケイカル板、コロニアル等） ■処理方法 フレコンバックでの保管やブルーシート等により飛散防止措置を行い、適切に処理。処理先は検討中。</p>
廃棄物混合土砂 	<p>■性状 家屋等に流入し、廃棄物と混在している堆積土砂、泥状物等 ■処理方法 土砂とそれ以外に選別した後、土砂は島内利用、それ以外は対象物にあわせて焼却処理又は埋立処分を想定。具体的には検討中。</p>

② 処理困難物等の処理方法

災害で発生する可能性のある廃棄物のうち、処理が難しいものについて、処理・処分方法の例を表 2-19 に示す。処理先については検討中である。

表 2-19 処理困難廃棄物等の処理・処分方法の例

品目	処理・処分の方法
廃石綿等 (飛散性アスベスト) アスベスト含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)	以下の飛散防止措置を行い、島内又は島外の安定型又は管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理 【廃石綿等（飛散性アスベスト）】 フレコンバック等により二重梱包 【アスベスト含有廃棄物（非飛散性アスベスト）】 飛散しないよう袋詰め等して保管
フロンガス封入機器 (業務用冷凍機器、空調機器等)	島内業者（第一種フロン類充填回収業者）が機器を回収し、フロン類を回収した上で処理
蛍光灯	一次仮置場にて保管、蛍光灯処理業者により処理

※処理・処分の方法は、関連する指針やマニュアルをもとに検討する。

第3章 作業計画

3.1 作業概要

災害廃棄物等の処理に係る業務として、図 2-1 のような流れを想定する。

【島内処理】

島内処理に係る以下の業務は、基本的には町又は町が委託した島内業者が実施する。

- ① 被災現場からの災害廃棄物等の収集・運搬
(片付けごみ以外の倒木や土砂等の収集・運搬、公費解体工事)
- ② 一次仮置場の運営・管理
- ③ 一次仮置場から二次仮置場までの運搬
- ④ 二次仮置場での選別・破碎
- ⑤ 被災現場、一次・二次仮置場から処理先までの運搬
(島外処理に関しては、八丈港までの運搬、船舶へのコンテナの積込荷役)

【島外処理】

島外処理に係る以下の業務は、町より東京都を通じて、東日本大震災や大島町における災害廃棄物等の処理のノウハウを有する公社に島外処理に係る業務の包括委託により実施する。

- ① 八丈港から東京港への船舶輸送
- ② 東京港から処理施設までの陸送運搬
- ③ 民間事業者又は都内自治体への処理委託

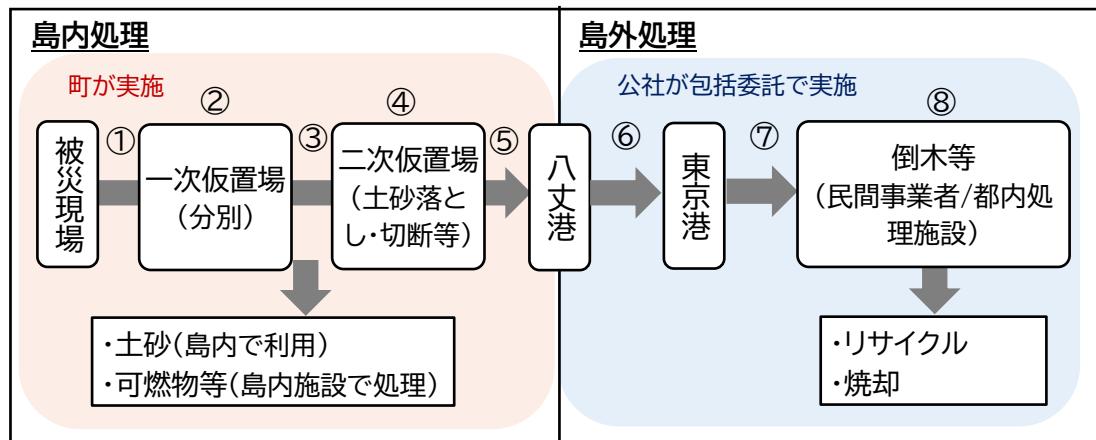


図 3-1 災害廃棄物等の処理に係る業務

3.2 各業務の概要

3.2.1 被災現場からの災害廃棄物等の収集・運搬（図 3-1 の①）

（1）自費解体・公費解体

自費解体・公費解体については、令和 7 年 12 月末までに制度の構築を目指す。なお、自費解体については、解体作業及び島内処理先又は仮置場までの運搬を対象とする。

（2）被災現場からの災害廃棄物等の収集・運搬

令和 7 年 11 月末時点において、町民等からの片付けごみの一次仮置場等への持込はピークを過ぎ、日々の持込量は落ち着きつつある。一方、倒木等や災害廃棄物等が混入した土砂等については、運搬車両の確保等の困難なこともあります、その大半がまだ被災現場にあることから、今後搬入量が増加していくことが想定される。

倒木や土砂等については、可能な限り被災現場で分別した上で収集し、運搬車両へ積み込み、一次仮置場又は二次仮置場まで運搬し、積卸す。運搬時は、積載重量を確認するため、回数、運搬時間等を記録するとともに、目視等により搬入量を計測する。なお、東京都八丈支庁管理の被災現場の倒木等においては、粗選別のうえ切断後、直接コンテナに積込み、島外処理することも検討する。

3.2.2 一次仮置場の運営・管理（図 3-1 の②）

一次仮置場は、令和 7 年 11 月末時点で、6 か所開設している。このうち、3 か所（櫻立仮置場、中之郷仮置場、末吉仮置場）は令和 8 年 1 月末、その他 3 か所（南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場、大賀郷仮置場、三根仮置場）は同年 3 月末をもって閉鎖する予定としている。

建築系廃棄物の受入を行っている南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場については、有明興業（株）に対し、継続して令和 8 年 3 月末まで運営委託を行い、搬入時の受付、車両誘導、分別指導、搬入量の記録等を行う。その他、倒木等の受入を行っている 5 か所の一次仮置場については、技術コンサルタントへ委託し、定期的なパトロールの実施と搬入量の記録等を行う。

3.2.3 一次仮置場から二次仮置場までの運搬（図 3-1 の③）

（1）一次仮置場（南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場）から南原処理場までの運搬

南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場に集積している建築系廃棄物を南原処理場へ運搬する。本実行計画の策定後、速やかに業務委託契約を締結し、必要な資機材の調達、作業計画等の準備作業を経て、令和 8 年 1 月より運搬を開始し、同年 5 月末には運搬完了を目指す。

南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場に集積されている建築系廃棄物を、分別された状態で運搬車へ積み込み、南原処理場まで運搬し、荷下ろしを行う。

運搬時は、積載重量を確認するため、南原処理場のトラックスケールを経由する。

運搬車両の識別を明確にし、数量を確認できるよう、積載重量、回数、運搬時間、搬出入時間等を記録した日報を作成する。

(2) 一次仮置場（倒木等用の 5 か所の仮置場）におけるコンテナ積込及び廃木材用二次仮置場までの運搬

倒木等の受入を行っている 5 か所の一次仮置場において、閉鎖後に、木くずマテリアルリサイクル業者の受入基準（表 2-15）を満たす廃木材をコンテナに積み込むとともに、受入基準を満たさない残渣類を廃木材用二次仮置場へ運搬し、積卸す。

本実行計画策定後、速やかに業務委託契約を締結し、必要な資機材の調達、作業計画等の準備作業を経て、令和 8 年 2 月より早期の原状復旧が求められる一次仮置場（櫻立仮置場）から優先的に運搬を開始し、同年 10 月末には 5 つ全ての一次仮置場からの運搬完了を目指す。また、倒木等においては、粗選別のうえ切断後、直接コンテナに積込み、島外処理することも検討する。

運搬時は、積載重量を確認するため、廃木材用二次仮置場に設置予定のトラックスケールを経由する。また、運搬車両の識別を明確にし、数量を確認できるよう、回数、運搬時間、搬出入時間等を記録した日報を作成する。

3.2.4 廃木材用二次仮置場での選別・破碎（図 3-1 の④）

廃木材用二次仮置場での選別破碎業務について、本実行計画策定後、速やかに業務委託契約を締結し、造成工事着工、作業計画等の準備作業を経て、令和 8 年 3 月より運営の開始を目指す。

廃木材用二次仮置場において、一次仮置場から搬入された倒木等について、木くずマテリアルリサイクル業者）の受入要件を満たす廃木材と、それ以外の残渣等に選別して破碎後に、コンテナに積み込む。なお、廃木材等を選別するヤードには、鉄板敷きとする。

一次仮置場から搬入した廃木材等の数量は、廃木材用二次仮置場に設置予定のトラックスケールによって計量後、記録する。

廃木材用二次仮置場の開設期間は令和 8 年 12 月末までとし、その後原状復旧を行う。原状復旧にあたっては、土間部分の表層土の入替えを行う。なお、表層土は土砂と廃棄物を分別して適切に処理する。

3.2.5 二次仮置場から八丈港への運送（図 3-1 の⑤）

二次仮置場において積み込まれたコンテナを八丈港まで運搬し、積卸す。

二次仮置場から八丈港までのコンテナの運搬業務については、令和 8 年 2 月末までに業務委託契約を締結し、作業計画等準備作業を経て、令和 8 年 3 月より実施を予定する。なお、二次仮置場及び八丈港での現場監理を含む。

3.2.6 港での船舶荷役

(1) 八丈港での作業（図 3-1 の⑥）

- 八丈港では、空コンテナを船上クレーン（東海汽船）又は町が委託した荷役業者のラフテレンクレーン等によって積下ろしする。

- ・災害廃棄物等を積載したコンテナ（以下「実入コンテナ」という。）は、町が委託した荷役業者のラフテレーンクレーン等によって荷積みを行う。

（2）東京港での作業（図 3-1 の⑦）

- ・東京港では、空コンテナを積載したトラックからフォークリフトを使って積下ろしをし、ラフテレーンクレーン等によって、船上に荷揚げを行う。
- ・実入コンテナは、ラフテレーンクレーン等によって船上から積下ろしする。また、積下ろしした実入コンテナは、フォークリフトを使って陸送業者のトラックに積載する。



【船舶荷役作業】



【フォークリフト】



【ラフテレーンクレーン】

3.2.7 東京湾から処理施設までの陸送運搬（図 3-1 の⑧）

実入コンテナを東京港から木くずマテリアルリサイクル業者又は 23 区内の清掃工場まで、専用のコンテナ車によって陸送運搬する。

本業務は、廃棄物処理法施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。）第 4 条第 1 号から第 3 号までに規定する基準を満たし、かつ、次に掲げる作業を行うことのできる車両によって運搬できる陸送業者に委託して行う。なお、町は東京都から通知を受けた陸送運搬業者名簿の中から受託者を指定し、指定された受託者と公社で業務委託契約（再委託）を締結する。

〈陸送業者の作業概要〉

- ・コンテナ車を、東京港（芝浦）まで回送し、実入コンテナを受け取る。
- ・実入コンテナを公社が指定する処理施設まで運搬し、コンテナに積載された災害廃棄物等をダンピングする。
- ・処理施設では、災害廃棄物等の重量を台貫で計量する。
- ・空コンテナを東京港（芝浦）まで運搬し、海運業者に引き渡す。
- ・東京港（芝浦）における実入コンテナの積込み及び積下ろしについては、公社が指定する海運業者が行うものとし、公社が指定した時間までに、公社が指定した場所に、コンテナ車を到着させる。



【港でのコンテナ積下ろし作業風景（参考）】



【船舶へのコンテナ積込み作業風景（参考）】



【コンテナ車計量作業風景（参考）】



【コンテナ車ダンピング作業風景（参考）】

3.2.8 民間事業者又は都内自治体への処理委託（図 3-1 の⑨）

廃木材及び可燃性廃棄物（木くず等）は木くずマテリアルリサイクル業者又は23区内の清掃工場に搬入し、処理する。搬入に際しては、都内自治体へ処理の要請を行い、その要請を承諾した都内自治体に、処理業務を委託する。島外処理委託は、令和8年12月末までを予定する。なお、町は東京都から通知を受けた木くずマテリアル業者名簿の中から処理業者を指定し、指定された受託者と公社で処理委託契約（再委託）を締結する

3.3 処理スケジュール

処理の全体工程表を表 3-1 に示す。

被災者の生活再建を最優先に災害廃棄物等を適正かつ円滑、迅速に処理し、令和8年12月末を目指して完了させるスケジュールとする。

公費解体の受付は令和8年6月末までの予定であるが、公費解体の対象となり得る建物のうち所有者不明等の理由により処理できないものの状況等に応じて、期限の延伸を検討する。受付の延伸に応じて、解体工事の実施及び仮置場の設置運営の期間の延長も検討する。

表 3-1 全体工程表

工程			令和7年度						令和8年度											
			10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町災害廃棄物処理実行計画				策定		詳細設計			計画の見直し、改定											
被災現場	片付けごみ等における住民等による持込																			
災害廃棄物等の処理	一次仮置場 倒木等	片付けごみ (建材等)	①南原スポーツ公園災害廃棄物 仮置場	運営			搬出		原状復旧											
		②大賀郷仮置場	運営						搬出			原状復旧								
		③三根仮置場	運営						搬出			原状復旧								
		④桙立仮置場	運営			搬出		原状復旧												
		⑤中之郷仮置場	運営				搬出		原状復旧											
		⑥末吉仮置場	運営					搬出		原状復旧										
	二次仮置場 (南原スポーツ公園の隣接地)	整備					整備													
		運営・搬出						運営			搬出				原状復旧					
	島内処理	片付けごみ等 (可燃ごみ、片付け ごみ、コンがら等)	①八丈町クリーンセンター ③浅沼組碎石再生プラント	町民等持込								解体等からの受入								
	町による委 託処理	片付けごみ等 (可燃粗大、金属く ず、4家電、不燃物、 混合廃棄物)	②八丈町南原処理場 (有明興業八丈島営業所)	町民等持込								解体等からの受入								
	島外処理	廃木材、可燃性廃 棄物（木くず等）	(公財)東京都環境公社へ包括委託 (23区内の清掃工場・民間リサイクル 施設)									海上輸送・マテリアルリサイクル・焼却処分								
公費解体工事の実施			自費解体				災害廃棄物の一部受入れ			受付・書類審査										
			公費解体							償還										
その他（東京都八丈支庁等からの倒木等の搬入）							一次仮置場での受入れ													
									二次仮置場での受入れ											

第4章 計画の見直し

本実行計画は、災害廃棄物等の処理を適正かつ円滑、迅速に進めるために、現時点の情報から推計した災害廃棄物等の発生量に基づき策定したものである。

また、処理困難物の処理先や倒木及び土砂等の要処理量及び役割分担等に加え、所有者不明の建物等も含めた解体家屋等の調査、公費解体を検討中の町民の意思確認等を行い、その結果により、災害報告書を作成することとなる。そのため、災害報告書との整合を図る観点から、報告時点での改定を予定している。

加えて、損壊家屋等の解体に係る申請受付から解体・運搬までの手順や解体撤去の体制整備等は、町では初めての経験となるため、様々な支援を受けながら円滑かつ計画的に進めていく。

今後、処理進捗状況等も踏まえ、より効率的な処理方法を検討する等して、適宜、本実行計画の見直しを行うものとする。

参考：被災状況

令和7年度台風22号・23号による町の被害状況を以下に示す。

(1) 令和7年度台風22号・23号の概要

<台風第22号>

- 台風第22号は、10月8日には急速に発達し、非常に強い勢力を保ったまま9日朝にかけて伊豆諸島に最も接近した。
- 非常に強い台風の接近に伴い、8日夕方以降、東京都伊豆諸島に順次、暴風、波浪の特別警報を発表。伊豆諸島では、9日は風速30m/s以上の猛烈な風を観測し、海上は猛烈なしきとなった。
- また、前線や台風本体の発達した雨雲の影響により、9日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生。9日朝に東京都伊豆諸島に大雨特別警報を発表。伊豆諸島では、多い所で24時間降水量が300mmを超える記録的な大雨となった。

<台風第23号>

- 台風第23号は、強い勢力を保ったまま13日昼前にかけて伊豆諸島に最も接近した。
- 台風の接近に伴い、伊豆諸島では、13日朝に最大瞬間風速40m以上の風を観測。海上は猛烈なしきとなり、13日夜遅くにかけて大しきとなった。
- また、前線や台風周辺の暖かく湿った空気の影響により、伊豆諸島では、台風が接近する前から大雨となり、多い所で11日から13日にかけての総降水量が200mmを超えた。